

小田原市附属機関設置条例（抜粋）

〔昭和 54 年 3 月 26 日
条例第 1 号〕

小田原市附属機関設置条例

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

（設置）

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第 3 条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	小田原市総合計画審議会	総合計画の策定につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申すること。	20人以内

小田原市総合計画審議会規則

〔昭和 54 年 3 月 31 日
規則第 3 号〕

小田原市総合計画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された小田原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、小田原市の基本構想及び基本計画の策定につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地方行政機関及び公共的団体の職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員は、その諮問に係る事項の調査審議が終了したときは解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者
に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の事務は、市長が定める職員が処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議
会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、小田原市総合計画審議会条例（昭和42年小田
原市条例第2号）による委員であった者は、この規則による委員となる。この場合、
当該者は、第3条第2項の規定にかかわらず、同条例による任期終了時まで在任する
ものとする。